



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.465

TOPICS

主な記事

- 令和7年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました
- 令和7年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画
- 「2025年度安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会」のご案内
- 適正化事業実施機関からのお知らせ
今月のテーマ「運転者への指導におけるドライブレコーダーの活用について」

主な同封物

- 貨物運送事業者に対する自動車運転者の労働時間等の改善のための基準等の周知徹底について
- 過労運転になっていませんか!!

4
2025
April



場 所：夙川公園の苦楽園口駅付近(西宮市)

CONTENTS



TOPICS

- 1 令和7年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました

行政からのお知らせ

- 2 (国土交通省) 令和7年度 整備管理者選任前研修(4月～9月)について

全ト協

- 4 令和7年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

事務局からのお知らせ

- 7 「2025年度安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会」のご案内
10 令和7年 交通安全活動優良事業所表彰の受賞
11 中野国土交通大臣を表敬訪問しました

青年部のページ

- 12 兵庫県の令和6年度ふるさと納税「ふるさとひょうご寄附金」へ寄附しました

13 理事会・委員会だより

16 会員だより

18 協会日誌

適正化事業実施機関からのお知らせ

- 19 駐車違反等に関する苦情について
20 今月のテーマ 「運転者への指導におけるドライブレコーダーの活用について」

「標準的な運賃」を活用するための
運賃・料金の変更届出はお済みですか！
～まずは届出を～

〈兵ト協会員届出状況〉

(令和7年1月末日現在)

該当会員数	届出件数	届出割合
1615社	690社	42.7%

※届出割合は全国ワースト1位

TOPICS

令和7年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました

3月11日（火）に行われた理事会で兵ト協の令和7年度の事業計画及び予算が承認されました。（物流革新に向けた改正物流法等への対応、改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進）他9項目の最重点施策及び4項目の重点施策を推進していきます。

[最重点施策]

- 1 物流革新に向けた改正物流法等への対応
- 2 改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
- 3 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- 4 トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- 5 燃料高騰対策等の推進
- 6 多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進
- 7 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- 8 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底
- 9 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

[重点施策]

- 1 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 2 環境・GX対策及びSDGs対策の推進
- 3 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- 4 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

令和7年度一般会計収支予算書総括表

(研修会館特別会計を含む) (単位:円)

科 目	合 計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	261,157,000
2. 事業活動支出	249,160,000
事業活動収支差額	11,997,000
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	2,000
2. 投資活動支出	20,201,000
投資活動収支差額	△20,199,000
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	21,000,000
当期収支差額	△29,202,000
前期繰越収支差額	70,760,000
次期繰越収支差額	41,558,000

詳しくは下の兵ト協ホームページのディスクロー
ジャーをご覧ください。
<http://www.hyotokyo.or.jp/about/a04.html>

令和7年度交付金会計収支予算書総括表

(近代化基金運営事業特別会計・施設等運営事業特別会計を含む) (単位:円)

科 目	合 計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	632,730,000
2. 事業活動支出	641,749,000
事業活動収支差額	△9,019,000
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	0
2. 投資活動支出	19,707,000
投資活動収支差額	△ 19,707,000
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	△28,726,000
前期繰越収支差額	49,648,000
次期繰越収支差額	20,922,000

※兵庫県からの交付金の通知がないため令和6年度の交付額を前提に予算だてしています。

行政からのお知らせ

国土交通省

令和7年度 整備管理者選任前研修(4月～9月)について

※ 整備管理者選任前研修は、整備管理者の資格を有さない方が受ける研修ですので、自動車整備士（1級～3級）の資格をお持ちの方、又は既に整備管理者に選任されている方が受ける研修ではありません。

・実施日時及び実施場所（令和7年4月～令和7年9月予定分）

実施日時	実施場所	予約受付期間
令和7年4月22日(火) 【午前】 9:30～12:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和7年3月24日(月) 午前9時 ～令和7年4月4日(金) 午後3時
令和7年4月22日(火) 【午後】 14:00～17:00	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和7年3月24日(月) 午前9時 ～令和7年4月4日(金) 午後3時
令和7年5月16日(金) 【午後】 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館 姫路市飾磨区中島3308	令和7年4月14日(月) 午前9時 ～令和7年4月25日(金) 午後3時
令和7年6月4日(水) 【午前】 9:30～12:30	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和7年5月12日(月) 午前9時 ～令和7年5月23日(金) 午後3時
令和7年6月4日(水) 【午後】 14:00～17:00	兵庫県自動車整備会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	令和7年5月12日(月) 午前9時 ～令和7年5月23日(金) 午後3時
令和7年7月11日(金) 【午後】 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館 姫路市飾磨区中島3308	令和7年6月2日(月) 午前9時 ～令和7年6月13日(金) 午後3時

【予約受付について】

- ◎研修は会場の収容人数等の都合上、予約制としています。
- ◎各実施日が定員に達した場合は受付期間内でも予約受付を終了します。
- ◎予約受付の方法については、web予約のみとしておりますので、別途『予約受付の方法』からご確認をお願いします。

【研修当日について】

- ◎受付は研修開始時間の30分前より開始します。
- ◎受付時にお持ちいただくもの
 - ・ご本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、その他公的機関が発行した顔写真付きの証明書） ※有効期間内のもの
 - ・受講番号の確認できるもの
 - ・筆記用具

【注意事項】

- ◎発熱、咳、倦怠感などの風邪症状のある方の受講をお断りします。
- ◎新型コロナウイルスに罹患し治療していない場合は受講しないでください。

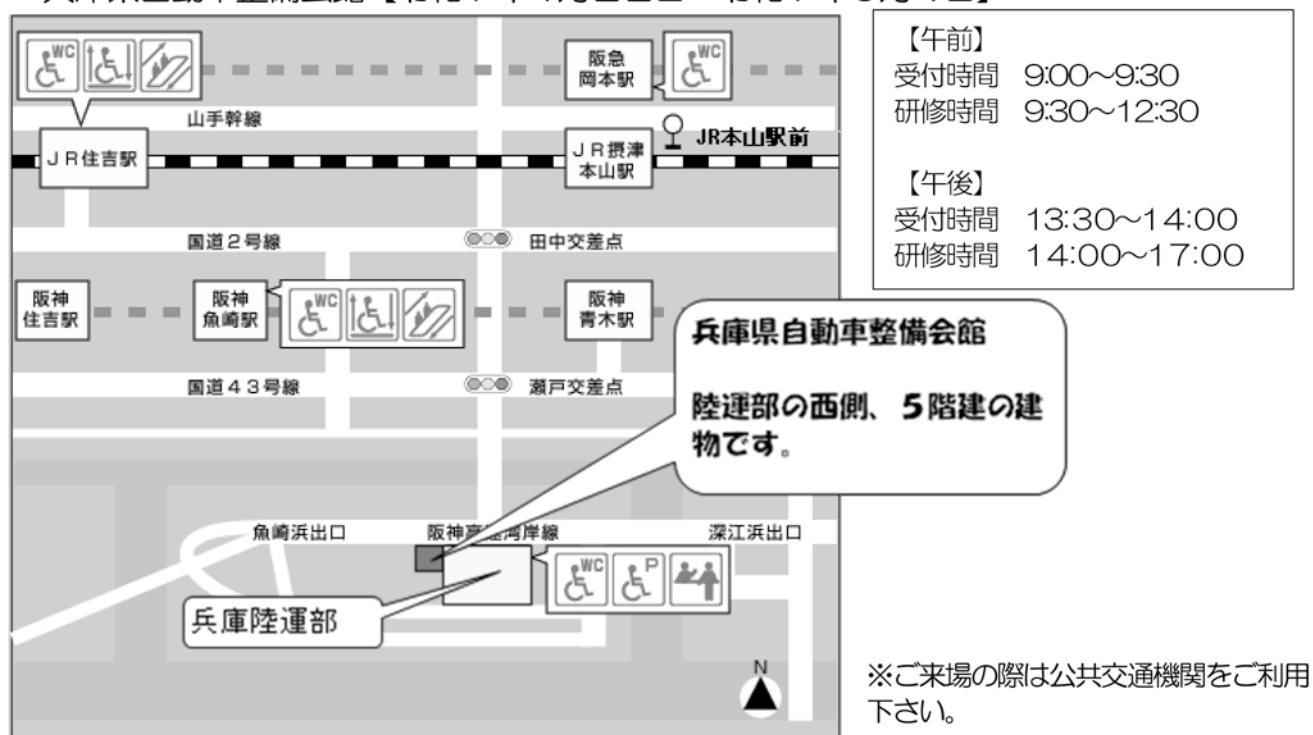
※最新の情報につきましてはホームページよりご確認下さい。
https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/kensatoroku/template_00004.html
 (令和7年度整備管理者研修 神戸運輸監理部ホームページ)



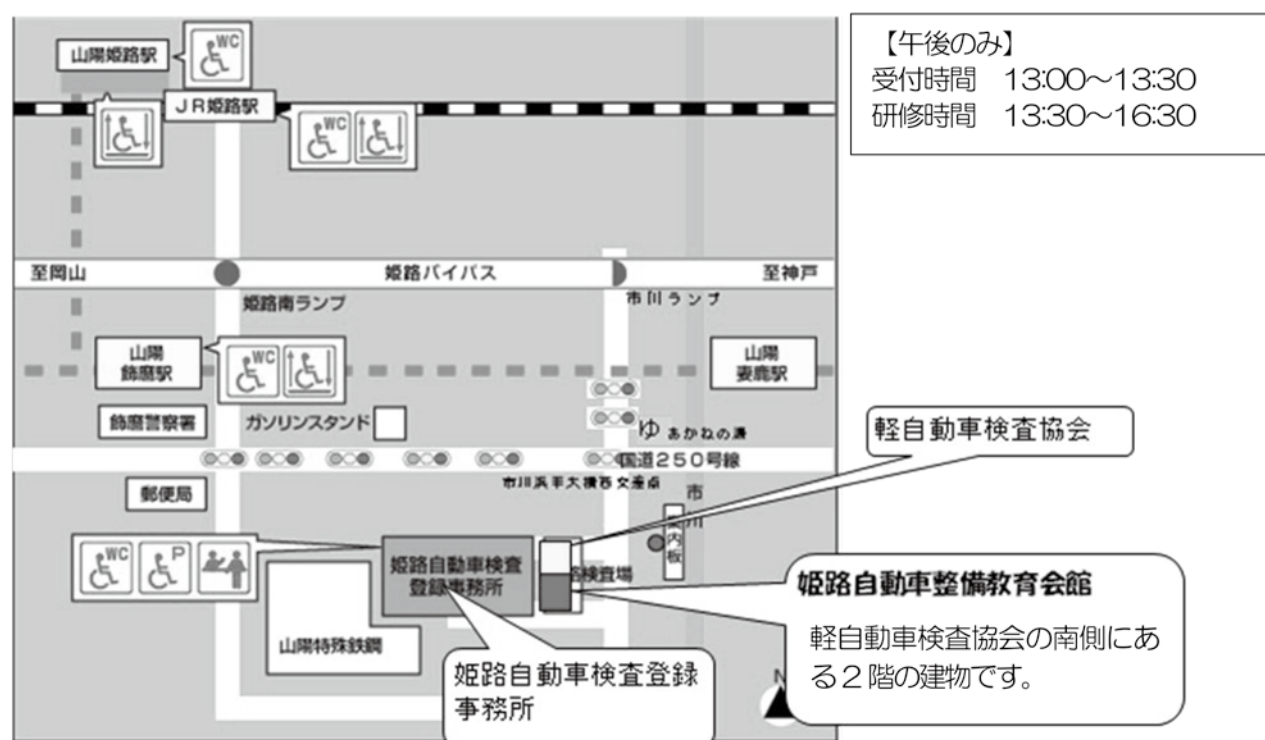
神戸運輸監理部兵庫陸運部
 検査整備保安部門 TEL: 078-453-1103
 (つながったら「8」)

【会場案内地図】

・兵庫県自動車整備会館【令和7年4月22日・令和7年6月4日】



・姫路自動車整備教育会館【令和7年5月16日・令和7年7月11日】



全ト協

令和7年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

令和7年3月5日

公益社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和7年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、4月6日（日）から同月15日（火）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、国の「交通事故死ゼロを目指す日」が令和7年4月10日（木）であることを受け、トラック運送業界の全国統一した交通事故防止のさらなる気運の醸成を図ることを目的に「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」を令和7年4月10日（木）として取り組むこととする。

なお、実施にあたっては、全国重点である「こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践」、「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」、「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

－ 記 －

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記（1）「飲酒運転の根絶」、（2）「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

（1）飲酒運転の根絶

近年の事業用トラックによる飲酒事案の急増を踏まえ、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、飲酒運転根絶に向けた事業者等と連携した取り組み強化を図る。

（2）追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路では6割強を占める「追突事故」、及び事業用トラックが第1当事者となる死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」を防止するため、事故防止セミナーを全国開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。

また、事故防止に有効な安全装置の普及等により、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

＜重点推進項目＞

(3) 子供を始めとする歩行者及び自転車利用者の安全確保と交通事故防止

子供を始めとする歩行者及び自転車利用者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

(4) 夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止等運転マナーの徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底する。

(6) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせることとする他、車間距離確保と制限速度の遵守等、高速道路における事故防止を徹底する。

(7) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(8) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(9) 過労運転等の防止

事業者等は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(10) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろう運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車のホイール・ナット脱落等による車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、速度抑制装置（スピードリミッター）の解除等不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が相次いでいるため、国土交通省通達に基づく緊急対策の取組である「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、適切なタイヤ脱着作業の実施により車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

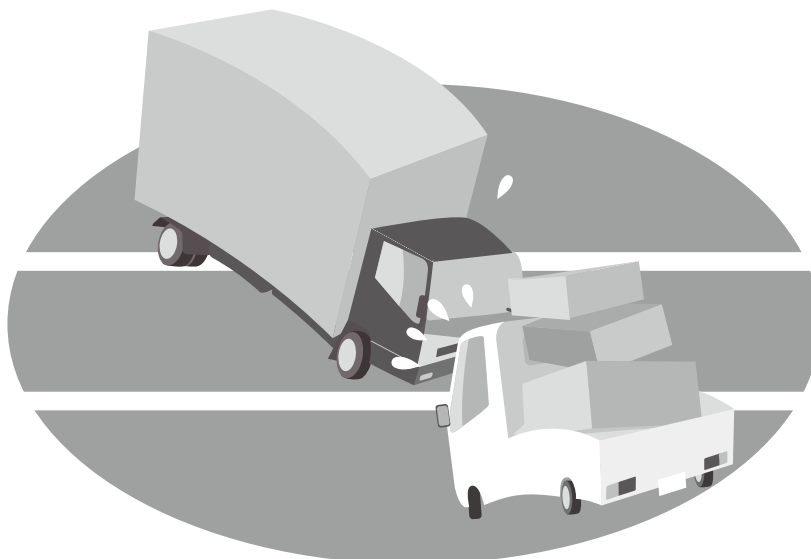
事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

（参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>）

以 上

令和7年春の全国交通安全運動



事務局からのお知らせ

「2025年度安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会」のご案内

「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）」は、荷主企業や一般消費者が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、トラック運送業界全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図ることを目的として、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が平成15年度から実施しているものであり、経団連傘下の企業をはじめ多くの荷主企業がトラック運送事業者を選定する際の目安とするなど認知が進んでおります。

つきましては、2025年度Gマークに係る説明会の開催について、下記のとおりご案内させていただきます。参加を希望される方は、別紙参加申込書により**5月7日(水)**までに兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関（兵ト協 適正化事業部）までFAXにてお申込み下さい。

なお、定員に達した場合、参加をお断りすることがありますので、ご了承下さい。

記

第1回 神戸会場

日 時 2025年5月14日（水）13時30分～（13時～受付）
場 所 兵庫県トラック総合会館 3F 大会議室
神戸市灘区大石東町2-4-27（次頁地図参照）
※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。
TEL 078-882-5556
定 員 150名

第2回 姫路会場

日 時 2025年5月16日（金）13時30分～（13時～受付）
場 所 兵庫県トラック協会西部研修センター 2F 大会議室
姫路市中地字村東26-1（次頁地図参照）
※駐車場には限りがあります。
会館付近に有料駐車場あり（各自負担）。
TEL 079-294-0797
定 員 70名

申込み・問い合わせ先

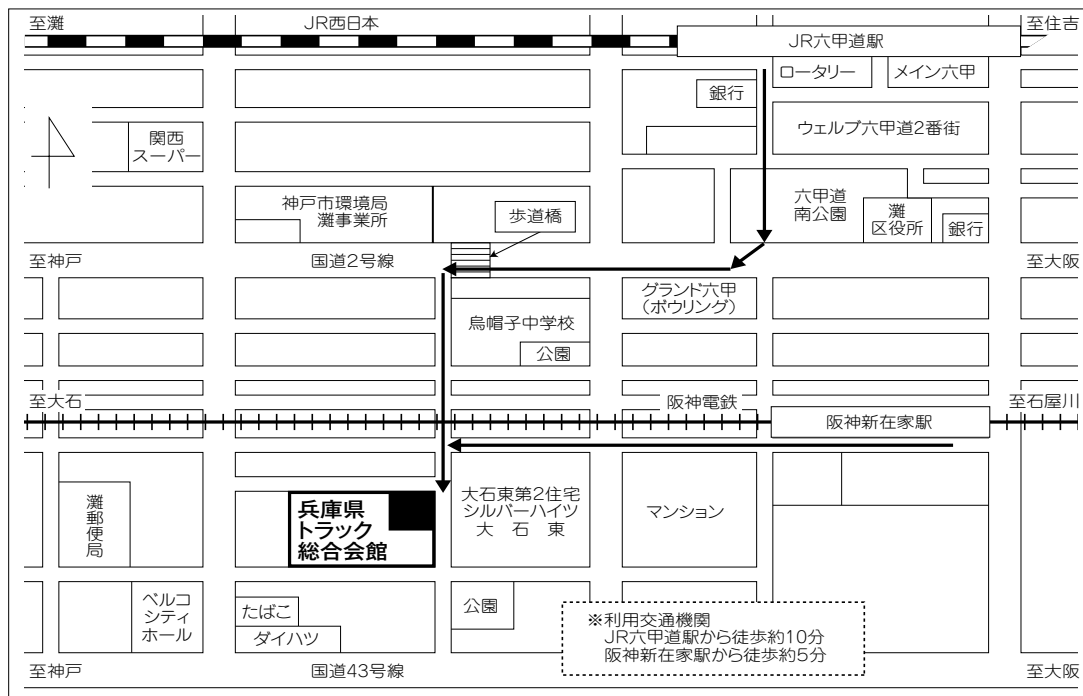
〒657-0043
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関
（兵ト協 適正化事業部）
TEL 078-882-5556
FAX 078-882-5565

以 上

会場地図

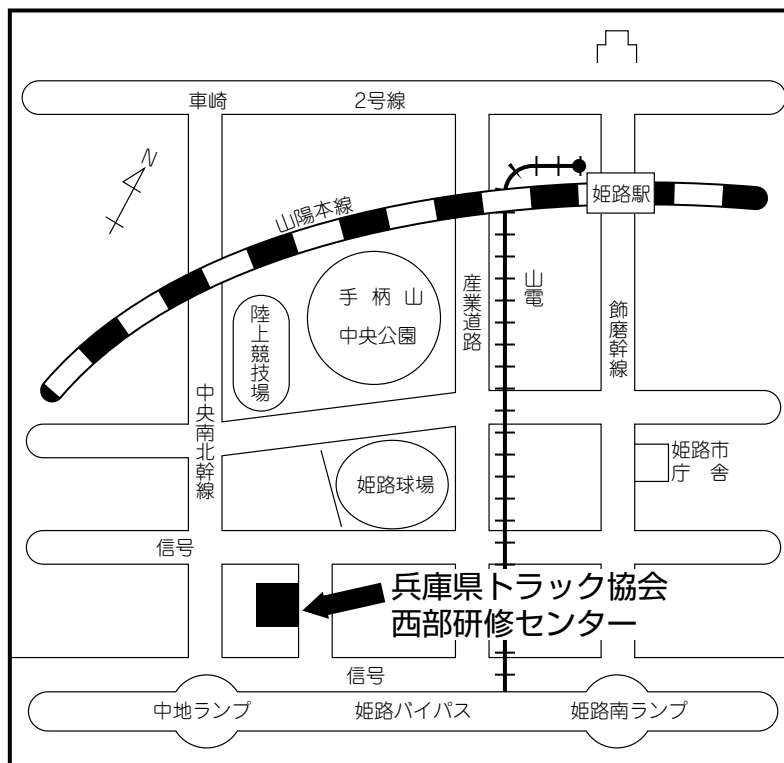
(神戸会場)

〈兵庫県トラック総合会館〉



(姫路会場)

〈兵庫県トラック協会 西部研修センター〉



■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を
東へ100メートル、信号を左折。

両会場ともに駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関等をご利用ください。

別 紙

『2025年度安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会』 参加申込書

兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関 宛
(FAX 078-882-5565)

※ 参加を希望される会場に○印を付けて下さい。

◎第1回 5月14日(水)13:30～ 神戸会場()

◎第2回 5月16日(金)13:30～ 姫路会場()

会 社 名 _____

事 業 所 名 _____

住 所 〒 _____

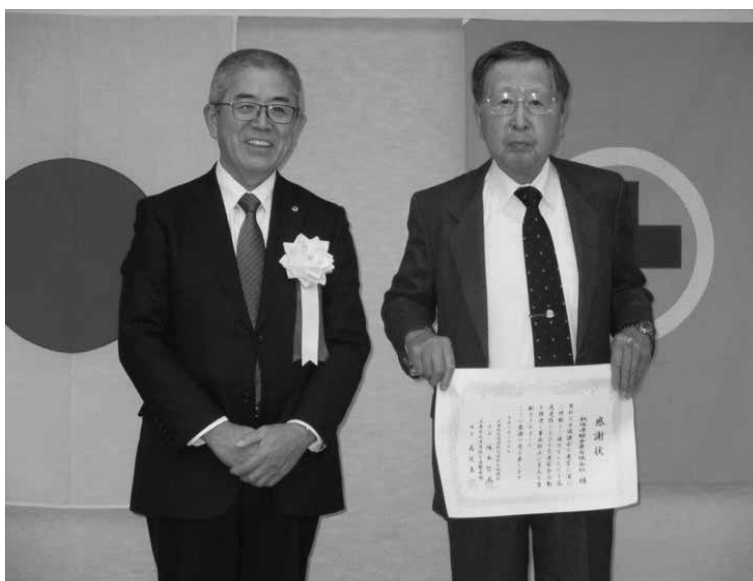
電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

参 加 者 氏 名 _____

令和7年 交通安全活動優良事業所表彰の受賞

3月5日（水）、交通安全活動優良事業所として当協会交通対策委員会委員の福山通運株式会社 加古川支店、飯塚運輸倉庫有限会社が、兵庫県高速道路交通安全協議会から表彰されました。



中野国土交通大臣を表敬訪問しました

3月7日（金）、兵ト協正副会長等が兵庫8区選出の中野洋昌国土交通大臣を表敬訪問しました。

中野大臣とトラック業界を取り巻く情勢について意見交換し、木南会長からは、現場のドライバーの給与を上げていくことができるか、その第一歩が運賃の値上げということになるが、現実決して甘いものでないことは重々承知の上ではありますが、中野大臣からあらゆる機会に荷主に向けて運賃値上げを訴えていただきたいと要望しました。



青年部のページ

兵庫県の令和6年度ふるさと納税 「ふるさとひょうご寄附金」へ寄附しました

青年部協議会では、チャリティ・ボランティア活動で集まった募金249,973円を兵庫県の「ふるさとひょうご寄附金（児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト）」に寄付しました。

3月14日に兵庫県庁で贈呈式を行い、藤本会長から兵庫県福祉部の藤本次長に目録を手渡しました。

青年部協議会では、従来よりチャリティ活動に取り組んでいますが、兵庫県の同プロジェクトには3度目の寄付となります。

〈ふるさとひょうご寄附金贈呈式〉

日時：令和7年3月14日（金）14：00～ 兵庫県庁 1号館4階 福祉部次長室

兵青協 出席者：藤本 豊久	津門株式会社 部会長
十倉 貫	株式会社ジェイエヌ 副会長
廣中 幸司	株式会社クニヒロ運輸 副会長
東本 省二	姫路運送株式会社 副会長
田中 章	丸豊運送株式会社 ブロック長
兵庫県 出席者：藤本 貴義	兵庫県福祉部 次長
助野 吉郎	兵庫県福祉部児童家庭課 課長



理事会・委員会だより

令和6年度第3回常任理事会・総務委員会合同会議を開催しました

日 時 令和7年3月11日（火）

場 所 兵庫県トラック総合会館

理事 17名、監事 3名が出席しました。常任理事会・総務委員会合同会議で理事会の審議内容を確認しました。

議 題

(1) 第3回理事会対処について

① 令和6年度第3回理事会次第について



令和6年度第3回理事会を開催しました

日 時 令和7年3月11日（火）

場 所 兵庫県トラック総合会館

理事 36名、監事 3名が出席し、下記の議案は全て承認されました。

議 題

【審議事項】

- 第1号議案 令和6年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算(案)について
- 第2号議案 令和6年度施設等運営事業特別会計補正予算(案)について
- 第3号議案 令和7年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和7年度一般会計収支予算(案)及び研修会館特別会計収支予算(案)について
- 第5号議案 令和7年度運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算(案)及び事業計画(案)について
- 第6号議案 令和7年度交付金事業運営関連特別会計収支予算(案)について
 - ア 令和7年度近代化基金運営事業特別会計収支予算(案)
 - イ 令和7年度施設等運営事業特別会計収支予算(案)
- 第7号議案 令和7年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 第8号議案 第49回近代化基金融資推薦公募枠(案)について
- 第9号議案 会員の入会の承認について
- 第10号議案 会長表彰候補者の選定について
- 第11号議案 協会役員の改選について

【報告事項】

定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
その他



令和6年度第2回環境対策委員会を開催しました

日 時 令和7年2月25日（火）

場 所 兵庫県トラック総合会館

山口委員長、他委員15名が出席し、下記の事項を協議しました

協議事項

1. 令和6年度環境対策事業（中間）報告について
2. 令和7年度環境対策事業計画（案）について
3. その他
・兵庫県における燃料電池商用車普及拡大に向けた取組等について



令和6年度第3回物流政策・交付金委員会を開催しました

日 時 令和7年2月26日（水）

場 所 兵庫県トラック総合会館

尾上委員長、他委員17名が出席し、下記の事項を協議しました

協議事項

1. 令和6年度物流政策事業(中間報告)について
2. 令和6年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算(案)について
3. 令和6年度施設等運営事業特別会計補正予算(案)
4. 令和7年度物流政策に関する事業計画(案)について
5. 令和7年度運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算(案)及び事業計画(案)について
6. 令和7年度交付金事業運営関連特別会計収支予算(案)について
 - ① 令和7年度近代化基金運営事業特別会計収支予算(案)
 - ② 令和7年度施設等運営事業特別会計収支予算(案)
7. 第49回近代化基金融資推薦公募枠(案)について
8. その他



令和6年度第2回交通対策委員会を開催しました

日 時 令和7年2月27日（木）

場 所 兵庫県トラック総合会館

村上委員長、他委員20名が出席し、下記の事項を協議しました

協議事項

1. 令和6年度交通対策委員会関係事業（中間）報告について
2. 令和7年度交通対策委員会関係事業計画（案）について





燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買ひましょう

軽油「元売別」購入価格表（令和7年2月末現在）

（単位：円／リットル）

元売名	区分	ローリー	組合	カード	スタンド	
		平均	平均	平均	平均	
J X T G		122.83	127.33	129.68	133.20	兵ト協 調 べ
出 光		121.45	126.74	134.75	132.00	
コ ス モ		120.47	125.50	141.50	132.00	
三 井		120.50				
そ の 他		122.78	121.29	136.00	135.25	
総 計		122.14	124.51	132.51	133.93	
7 ／ 1	全国平均	120.62	調査なし	130.60	130.18	全ト協 調 べ
	近畿平均	120.25		127.23	132.01	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

集計月	区 分	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
		平 均	平 均	平 均	平 均
令和6年3月		116.06	120.44	126.41	125.74
令和6年4月		115.83	119.90	124.00	125.36
令和6年5月		115.79	121.09	123.31	125.64
令和6年6月		116.01	120.27	124.83	126.36
令和6年7月		114.61	119.28	123.34	127.42
令和6年8月		114.95	119.73	124.45	125.70
令和6年9月		113.34	117.25	119.98	125.38
令和6年10月		114.42	117.94	123.17	132.08
令和6年11月		114.11	119.37	124.54	125.63
令和6年12月		114.80	118.19	124.84	127.78
令和7年1月		115.97	119.72	126.82	130.13
令和7年2月		120.45	124.01	129.52	135.38
令和7年3月		122.14	124.51	132.51	133.93
年間平均		116.04	120.13	125.21	128.20

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
7.2.20	東播	一般	(株) 梅 名 商 会	梅 名 英 樹	〒676-0004 高砂市荒井町千鳥2-10-7	TEL 079-442-5232 FAX 079-442-5252
2.27	東播	一般 利用	(株) Louis Win	谷 口 智 子	〒650-0046 神戸市中央区港島中町1-2-5	TEL 078-599-5901 FAX 078-599-5902
2.28	東神戸	一般	(有) S M T	矢 部 孝 一	〒658-0023 神戸市東灘区深江浜町65 グッドマン神戸3階	TEL 090-8799-9157 FAX 078-414-7107
2.28	東播	一般	アサヒロジスティクス(株)	横 塚 元 樹	〒675-0023 加古川市尾上町字池田開拓 1897-7 常温一括加古川センター内	TEL 079-451-7516 FAX 079-451-7517
2.28	西播	一般	(有) 一 丸 商 店	久 保 一	〒671-1561 揖保郡太子町鵜1255-3	TEL 079-240-6861 FAX 079-240-6862
3.3	東播	一般	コンテナ阪神(株)	田 中 友 史	〒675-1112 加古郡稲美町六分一710-3	TEL 079-451-8433 FAX 079-451-8434
3.3	東播	一般	(株) 八 徳 運 送	井 上 心 聖	〒675-1371 小野市黒川町137-1 大開マンション黒川201	TEL 0794-88-8063 FAX 0794-88-8065
3.6	西神戸	一般	(株) J A P A N TRANSPORT	福 嶋 大 樹	〒655-0861 神戸市垂水区下畑町242	TEL 078-742-9290 FAX 078-742-9291
3.6	西播	一般	恭 真 建 設 (株)	山 本 恭 平	〒671-1102 姫路市広畑区蒲田4-202	TEL 079-238-2474 FAX 079-240-8383

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
7.2.6	西宮	一般	(株) 宝 塚 急 配 社	中 原 輝 満
3.13	西播	一般	(有) 滝 川 運 輸	山 本 聡
3.24	西播	一般	ハリマ農業協同組合	柴 原 利 春
3.31	明石	一般	(有) 平 原 物 流	平 原 茂 男

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
51	代表者	MDロジス商品サービス(株) 林 真 人	杉 洋 一
53	住所 TEL/FAX	三 喜 産 業 (株) 神戸市東灘区住吉宮町 3-15-12 TEL 078-842-1850 FAX 078-842-5020	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東 4-3-1 TEL 078-862-3377 FAX 078-857-0557
100	会社名	木下配送システム(株)	S K みらい物流(株)

兵ト協ニュースのバックナンバーはホームページの下記URLからご覧になれます。
https://www.hyotokyo.or.jp/general-public/hyotokyo_back_number.html

事務局からのお知らせ

下記のとおり人事異動をしましたのでお知らせいたします。

人 事 異 動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

令和7年4月1日付

発 令 事 項	氏 名	現 職
適正化事業部主事	高 橋 豪	適正化事業部係員
適正化事業部係員	岡 部 良 紀	業務部係員



協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
3・3	巡回指導結果報告定例会議	兵 ト 協	3・19	兵ト協 海コン部会 役員会	兵 ト 協
	KTS 事務局会議	京 都		セミナー 持続的な物流の実現に向けて	大阪国際交流センター
5	兵庫県高速道路交通安全協議会役員会	楠公会館	21	令和7年度 兵庫県予算編成 意見交換会	兵庫県庁
	今後のトラック業界で予想される動向と法的問題点に関するセミナー	兵 ト 協		神戸マラソン実行委員会総会	のじぎく会館
	兵ト協 引越部会 Timee 説明会	兵 ト 協	25	近ト協 理事会	ホテル阪急 レスパイク大阪
	神戸中央支部・兵庫県貨物陸運事業協同組合 合同研修会	神 仙 閣		令和7年度神戸市予算編成懇談会	神戸市役所
6	全ト協 理事会	第一ホテル京東	26	巡回指導結果報告定例会議	兵 ト 協
	全ト協 全国適正化事業実施機関本部長会議	第一ホテル京東	27	兵ト協 百貨店部会 正副部会長会議	順
	全日本トラック事業政治連盟 評議員会	第一ホテル京東	－ 4 月の予定 －		
	適正化事業調査員広報・啓発活動	山陽自動車道 三木SA(下り)	4・2	新入小学生への下敷き贈呈式	兵庫県教育 委員会事務局
	兵ト協 海コン部会 PC-13 申し入れ活動	P C - 13	7	令和7年春の全国交通安全運動セレモニー	姫路城 三の丸広場
8	KTS 配車担当者(管理者)研修・交流会	大 成 閣	8	トラックの日の行事検討プロジェクト会議	兵 ト 協
10	適正化事業実施機関近畿ブロック研修	ホテルモントレラ スール大阪	10	全ト協 専務理事業務連絡会議	ホテルメトロポリタン エドモンド
	兵庫地区渋滞対策協議会	兵庫国道事務所	11	2025年度Gマーク申請に係る事務局説明会(オンライン出席)	兵 ト 協
	神戸市交通安全対策推進協議会	神戸市役所	14	近ト協 幹事会	大 ト 協
11	兵ト協 正副会長会議	兵 ト 協	23	全ト協 重量・鉄鋼部会「常任委員会」	全 ト 協
	兵ト協 役員選考委員会	兵 ト 協		自動車関係団体連絡会議	自動車会館
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵 ト 協	24	三木会	兵 ト 協
	兵ト協 理事会	兵 ト 協	26	兵ト協 北播支部総会	銀座キャピタル ホテル西
12	天狼会 定例会	兵 ト 協	－ 5 月の予定 －		
13	トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫県地方協議会	兵 ト 協	5・11	神戸空港国際チャーター便就航 感謝の集い	神戸ポートピア ホテル
14	青年部協議会評議員会	中央文化センター	14	安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会	兵 ト 協
	青年部協議会チャリティ贈呈式	兵庫県庁	16	安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会	西部研修センター
	適正化事業指導員全国研修「スキルアップ研修」	全 ト 協	24	ドライバー・コンテスト兵庫県大会	明石試験場
	2024年問題に関するトラックGメンの活動についてのセミナー	A T C	30	兵ト協 正副会長会議	兵 ト 協
	神戸市危険物安全協会 理事会	ホテル北野プラザ 六甲		兵ト協 役員選考委員会	兵 ト 協
18	三木会	兵 ト 協		兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵 ト 協
	全ト協 利用運送・積合部会 研修会・意見交換会	全 ト 協		兵ト協 第1回理事会	兵 ト 協
	水際防災対策連絡会議	オンライン		青年部協議会総会	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル

駐車違反等に関する苦情について

昨年の10月頃より、京都府京都市北区の紫明通り（京都教育大学附属京都小中学校付近）において、神戸ナンバー、姫路ナンバーのトラックの駐車違反等（朝7:00頃から2時間程度の駐停車等）に関する苦情が多数兵庫県トラック協会へ寄せられております。

運行管理ご担当の皆様方におかれましては、改めてドライバーの皆様へご指導・注意喚起をお願い致します。



■ 今月のテーマ「運転者への指導におけるドライブレコーダーの活用について」

担当：適正化事業部 高橋 豪

トラックドライバーへの指導については「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（国土交通省告示1366号）」において規定されておりますが、今回は法定指導からさらに効果的な指導を実施する際に役に立つ、**ドライブレコーダーの活用について**ご案内いたします。

ドライブレコーダーは、運行中に発生した「事故」「ヒヤリハット」「他者からの苦情の発生場面」等のデータを収集し、その背景・原因の分析や、安全対策の立案、運転者への指導教育において大変有効です。現在貸し切りバスにのみドライブレコーダーの装着義務が課せられておりますが、将来的には貨物自動車運送事業の車両においても、装着義務付けとなる可能性があります。

実際に運転している際の映像をふり返ることにより、自分が見逃している危険等に気が付くことができ、また、自車が（十分な車間距離等の）適切な運転をしていた証拠にもなりますので、ドラレコ未装着車両がある場合には、ぜひ導入を検討してみてください。

ドライブレコーダー導入後は主に以下の流れで指導を実施しましょう。

- ① データの収集
- ② 事故・ヒヤリハットの分析
- ③ 指導の実施
- ④ 指導の効果を確認

今回は（公社）全日本トラック協会刊行の「ドライブレコーダー活用マニュアル」から、特に重要だと思われるポイントをご紹介します。

P7 データ収集

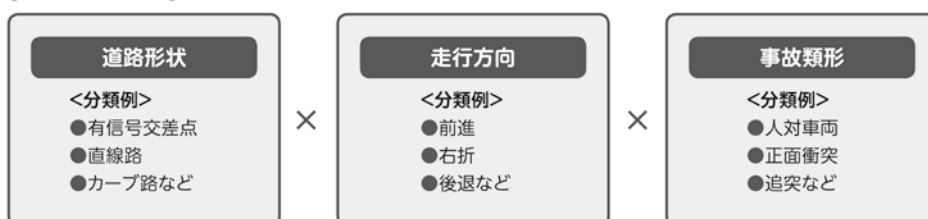
【乗務後点呼時に確認する映像の例】

- ドライバーからの申告があった映像
- 一定値以上の前後加速度や左右加速度が検出された映像
- ソフトで自動判定する映像

全ての映像を確認し、細かなヒヤリハットを指摘することが現実的に難しい場合には、乗務後点呼時に、ヒヤリハット事例として報告することはないか、**運転者から聞き取り**を行うことで、普段の運転時の意識が向上するでしょう。

P10 事例の分類

【分類の組合せ例】



会議の資料として使用するためには、道路形状により注意点が異なるため「今回は交差点での左折時」等のテーマを絞って実施すると、

複数回で継続的に様々なシチュエーションでの意見交換が可能になります。

P11 事例の分析

【分析の4つの視点】

視点	内容	課題の例
ドライバー本人	身体的・心理的 技能、知識、不正 確認不十分	睡眠不足、飲酒、家庭の悩みごと 一時停止不履行 社内のトラブル など
車両	機器の不良など	整備不良、積荷の偏重 など
走行環境	見えにくいなど	悪天候、カーブミラーが見えにくい など
運行管理	組織、規則 点呼など安全管理体制 交通安全教育制度	適性診断、健康診断、点呼不十分 労務管理不十分 深夜勤務の連続、遅れを取り戻そうとした など

出所：国土交通省「映像記録型ドライブレコーダ活用手順書」（平成21年度）より一部改変

事故・ヒヤリハットの再発防止対策を検討するには、まずその要因等を明らかにする必要があります。そのためには、それぞれ図の4つの視点に基づき分析を進めましょう。

P14 指導における注意点

- ドライバーから「意見を聞く」姿勢で臨む
 - 意見を否定しない
 - 伝えるメッセージを絞る(例:「追突事故防止」)
 - 具体的な行動目標を示してもらう
- 【例】△交差点で気をつける → ○無信号交差点では必ず一時停止
△左折時は注意 → ○左折時には、必ずミラーで巻き込み確認

会議等では、管理者が注意点を示すよりも **ドライバーに考えてもらうこと** を重視し、出た意見に対し否定をしないように心がけ、**活発な意見交換ができる雰囲気** を作りましょう。

P15 効果の確認

振り返った結果は、ドライバーと必ず共有するよう意識しましょう。



指導をする際に「交差点の事故・ヒヤリハット削減」等の **目標を設定し、一定期間後に指導の効果が出ているかを確認** し、次の指導に活かして下さい。

今回はドライブレコーダー活用マニュアルをご紹介しましたが、その他にもYouTubeや刊行物等、参考となる資料を収集し、日々の指導に役立てて下さい。

参考となる刊行物等

- ・運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（国土交通省）
- ・ドライブレコーダによる事故防止マニュアル（国土交通省）
- ・ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル（自動車運送事業に係る交通事故対策検討会）

出典：トラック運送事業者のドライブレコーダー活用マニュアル（（公社）全日本トラック協会）

令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります

荷待時間や荷役作業・附帯業務の 「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積み込み

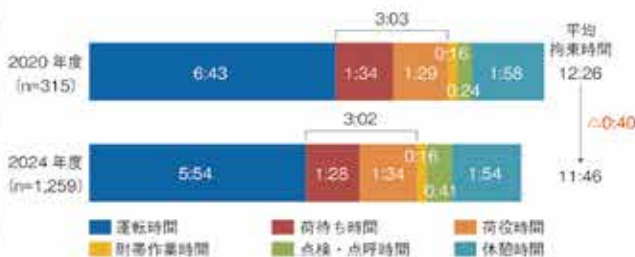
取卸し

荷造り・仕分・
棚入れ等

荷待ち



●トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出典：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正（令和6年10月1日公布、令和7年4月1日施行）し、業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両について、従来は「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」とされていたものを、「全車両」へと拡大しました。

《改正の目的》

①改正貨物自動車運送事業法（令和6年5月公布）により契約の適正化を図ることとされていますが、貨物自動車運送事業者は自身の荷待時間・荷役時間を記録することで、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主から適正に収受する根拠とすることができます。

②改正流通業務総合効率化法（令和6年5月公布）により、荷主に荷待・荷役時間の短縮の努力義務を課すこととなります。荷待・荷役時間を把握できない荷主については、貨物自動車運送事業者の確認を取ることと想定されますので、貨物自動車運送事業者においても自身の荷待・荷役時間を把握しておく必要があります。

なお、記載については従来と同様（裏面：記載例）に、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷待時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関